

## 郵送による転出届

### 【マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを お持ちの方】

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（以下、「マイナンバーカード等」と表記）をお持ちの方は、転出届出後、転入届を行う際に転出証明書の添付が不要となります（転出証明書の代わりに、マイナンバーカード等の提示が必要となります）。「郵送による転出届」を記入の上、下記まで送付してください。

※転出届の手続きが完了しましたら、こちらからご連絡いたします。

#### ■ 郵送していただくもの

- ① 郵送による転出届（※必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。）
- ② 本人確認書類のコピー（マイナンバーカード、住基カード [顔写真付き]、運転免許証等）
- ③ 各証書類（既に転出した方で、稲城市から発行された下記該当証書類をお持ちの方のみ）

- 国民健康保険証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 乳幼児医療証
- 介護保険被保険者証

※不明な点は各担当課へ直接お問合せください。

- 国民健康保険証 → 保険年金課（国民健康保険係）
- 後期高齢者医療被保険者証 → 保険年金課  
（後期高齢者医療係）
- 乳幼児医療証 → 子育て支援課（手当助成係）
- 介護保険被保険者証 → 高齢福祉課（介護保険係）

#### ④ 返信用封筒（下記事由に該当する方のみ）

※下記事由に該当する方は、転入届の際「転出証明書」が必要となるため、返信用封筒が必要です。

- 新しい住所地に住み始めた日（異動日）から 14 日以上経過している。
- マイナンバーカード等の継続利用を希望しない。
- 平日に転入の手続きができない。
- 転入届の際にマイナンバーカード等を持参できない。

※返信用封筒には送付先（旧住所もしくは新住所）を記入し、切手を貼付してください。

※転入の際は、こちらから返送する転出証明書を持参し、転入届を行ってください（マイナンバーカード等の持参が可能な方は、転出証明書と一緒にマイナンバーカード等も提示してください）。

#### ■ 転入届を行う際は下記の点に留意してください

- 転入届出時には、マイナンバーカード等の提示が必要となります。
- 転入届出時には、マイナンバーカード等にご自身が設定した 4 桁の暗証番号を入力していただきます。
- 新しい住所地に住み始めてから 14 日以内に転入の手続きを行ってください。
- 転出予定日から 30 日以内に転入の手続きを行ってください。

※詳しくは新しい住所地の市区町村にお問い合わせ下さい。

#### ■ 送付先／問合せ先

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地 稲城市役所市民課市民窓口係 宛

Tel : 042 (378) 2111 [内線 132, 134]

## 郵送による転出届

### 【マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを お持ちでない方】

※同一世帯で同時かつ同場所に転出する人の中で、一人でもマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている人がいる場合には、「郵送による転出届【個人番号カードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方】」の届出書に記入し、送付してください。

#### ■ 郵送していただくもの

- ① 郵送による転出届(※必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。)
- ② 本人確認書類のコピー(運転免許証、旅券[パスポート]、健康保険証等)
- ③ 各証書類(既に転出した方で、稲城市から発行された下記該当証書類をお持ちの方のみ)

- 国民健康保険証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 乳幼児医療証
- 介護保険被保険者証

※不明な点は各担当課へ直接お問合せください。

- 国民健康保険証 → 保険年金課(国民健康保険係)
- 後期高齢者医療被保険者証 → 保険年金課  
(後期高齢者医療係)
- 乳幼児医療証 → 子育て支援課(手当助成係)
- 介護保険被保険者証 → 高齢福祉課(介護保険係)

- ④ 返信用封筒

※返信用封筒には送付先(旧住所もしくは新住所)を記入し、切手を貼付してください。

#### ■ 転入届を行う際は下記の点に留意してください

- 新しい住所地に住み始めてから14日以内に転入の手続きを行ってください。
- こちらから返送する「転出証明書」を必ず持参して転入届を行ってください。

#### ■ 送付先／問合せ先

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地 稲城市役所市民課市民窓口係 宛

Tel: 042 (378) 2111 [内線132, 134]